

柏崎刈羽原子力発電所に対する新潟県中越沖地震の影響を踏まえた今後の対応について
(H19.8.7 原子力委員会見解)

第35回原子力委員会
資料第1-1-8号

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
(1)	現場の調査の進展により得られた新しい事実を公表する際には、事業者は、国民にそれが迅速かつ正確に伝達されるようにすること。また、原子力安全・保安院は、その評価を行い、国民に分かりやすい形で公表すること。海外においてもこの出来事に対する注目度が高まっていることを踏まえて、原子力安全・保安院及び事業者は、それぞれの役割に応じて、国際社会に対しても国内への通報から遅れることなく適切な情報発信を行うこと。	外務省 経産省	外務省は、在外公館を通じて迅速、正確かつ確実に各国政府及び関連の国際機関に情報を伝達し、相手国・機関の正確な理解を促進している。 ・事業者からの報告等につき、専門家からなる委員会に諮りながら公開審議している。また、その評価結果等については、ホームページ等で公表するとともに、立地地域の皆様に直接説明会等で説明している。 ・原子力安全・保安院の対応に係る中間報告書を英訳しWebサイトに掲載。
(2)	原子力安全・保安院は、IAEA(国際原子力機関)の調査には全面的に協力するとともに、その後においても国際会議等を主催するなどして、今回の地震による影響に係る知見や経験の国際社会との共有に努めること。	経産省	・平成19年(2007年)8月と平成20年(2008年)1月、12月にIAEA専門家ミッションを受け入れ、発電所視察及び意見交換を実施。 ・IAEA/CSS(安全基準委員会)、OECD/NEA(経済協力開発機構原子力機関)やINRA(国際原子力規制者会合)の場でも、各国原子力規制当局等に説明を実施。 ・平成20年(2008年)6月に柏崎市にて地震の教訓を国際的に共有するための耐震安全性に関するIAEA国際ワークショップを一般公開で実施。 ・IAEA特別拠出金事業として耐震安全の情報共有、評価事業予算を平成20年(2008年)度から計上。コーディネーターとして経済産業省職員を1名派遣。
(3)	既設の原子力施設の周辺地域に住む人々はその施設の耐震安全性に強い関心を有しているので、事業者は新しい耐震設計審査指針に基づく耐震安全性の確認(バックチェック)をできる限り迅速に実施すること。その際には、安全性を判断する上で重要な情報が得られる取組を優先して実施するよう最大限努力し、その結果を速やかに公表すること。また、原子力安全委員会及び原子力安全・保安院は、バックチェックの妥当性を確認し、国民、特に立地地域住民に適切に説明すること。	内閣府 (原子力安全委員会)	既設の原子力施設の耐震安全性の確認(バックチェック)については、昨年3月末までに事業者から原子力安全・保安院に中間報告等が提出されたところであり、そのうち、原子力安全・保安院より原子力安全委員会へ報告のあった柏崎刈羽原子力発電所6、7号機及び志賀原子力発電所2号機について原子力安全委員会の確認が終了したところ。 原子力安全委員会では、原子力安全・保安院が行った確認結果を厳格に確認するため、平成19年7月に「耐震安全性に関する調査プロジェクトチーム」を設置し検討を進めてきたが、新潟県中越沖地震発生後、耐震安全性に係る検討事項が多岐にわたってきたことを踏まえ、平成19年12月に「耐震安全性評価特別委員会」を設置し、さらにその下に評価・検討委員会及びWGを設置する等、調査審議体制を強化している。

柏崎刈羽原子力発電所に対する新潟県中越沖地震の影響を踏まえた今後の対応について
(H19.8.7 原子力委員会見解)

第35回原子力委員会
資料第1-1-8号

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
			<p>バックチェックに関する確認状況については、耐震安全性評価特別委員会等を公開にて開催するとともに、随時ホームページ等にて公表している他、平成20年2月には耐震安全性評価特別委員会施設健全性評価委員会を柏崎市で開催する等、立地地域においても透明性の確保に努めている。</p> <p>・バックチェックの中間報告等については、本年3月末までに事業者から原子力安全・保安院に提出されており、現在、専門家から成る委員会に諮りながら報告の妥当性を厳格に確認している。サイトによって確認の進捗状況は異なるが、原子力安全・保安院として島根原子力発電所1, 2号機、志賀原子力発電所2号機、福島第一原子力発電所5号機、福島第二原子力発電所4号機の各中間報告書、及び柏崎刈羽原子力発電所6, 7号機、六ヶ所再処理施設の各最終報告書における耐震安全性については妥当であると評価したところ(平成21年(2009年)7月現在)。今後、他のサイトについても、順次、評価結果を取りまとめて行く。</p>
(4)	<p>原子力施設が実際に大きな地震動を経験した際に事業者が原子力施設の安全確保、立地地域社会との役割分担と連携、広報等の所要の分野において採るべき対応を、厚い守りの観点から検討し、地震時対応マニュアルとして整備し、訓練等を通じてこれが確実に機能するようにすること。</p>	経産省	<p>・事業者は、地震発生時の対応について、種々のマニュアルの修正等を行っており、これらが確実に機能するよう、訓練等を通じて実効性を確認している。原子力安全・保安院としても、防災業務計画への助言や、職員の派遣等により、事業者の取り組みを支援・協力している。</p>
(5)	<p>原子力安全委員会及び原子力安全・保安院は、安全規制に対する信頼性が損なわれることがないように、内外の運転経験や地震学、原子力学、産業安全学等の学界の最新の知見に絶えず注目し、無視できないものが見出された場合には、これの影響を小さくするように、規制基準等への反映を速やかに行う必要があると考えます。このため、原子力安全委員会及び原子力安全・保安院においては、こうした対応、すなわち、行政のリスク管理活動が確実に実施されるよう、必要な措置を講じること。</p>	内閣府 (原子力安全委員会)	<p>原子力安全委員会では、委託調査等により、常に最新の科学技術的知見の収集に努めるとともに、専門部会等の場において、必要に応じ外部有識者に参画頂くなど、最新の科学的知見に絶えず注目し、安全審査指針等への反映に向けた調査審議を実施している。新潟県中越沖地震の影響についても、同地震により柏崎刈羽原子力発電所において発生した火災を踏まえ、平成19年12月に火災防護審査指針を改訂した。また、平成19年9月に改訂した耐震設計審査指針の運用解釈を明確化するため、最新の科学的知見を反映した活断層等の調査・認定の方法等を示すために、平成20年6月に活断層等に関する安全審査の手引きを策定するなど、耐震安全に関しては、予断を持た</p>

柏崎刈羽原子力発電所に対する新潟県中越沖地震の影響を踏まえた今後の対応について
(H19.8.7 原子力委員会見解)

第35回原子力委員会
資料第1-1-8号

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
			<p>ず、科学的知見や事実に基づき判断することが重要との観点から、必要な措置を講じてきている。</p> <p>・IAEA安全基準委員会などの国際会議に積極的に参画し、国内の安全規制に適宜反映。</p>
(6)	<p>原子力発電は電力の安定供給に資することが期待されるものであることから、安定供給の確かさを確実にする観点から、事業者は、原子力発電事業に不測の事態が発生する可能性をできる限り低くするために、内外の運転経験や学界の最新の知見に絶えず注目し、無視できない知見等が見出された場合には、これの影響を小さくするための施設や設備の改修等を速やかに行うべきです。このため、事業者においては、同型式の施設の数や施設の集積度が増大すると共通原因故障によって供給安定性への影響が増大することも考慮に入れ、こうした対応、すなわち、事業リスク管理活動が確実に実施されるよう、経営組織の改善や定期安全レビューの内容の充実等を図ること。</p>		